

裁判員経験者意見交換会議事録（平成29年9月11日開催分）

司会者：それでは時間になりましたので、裁判員経験者意見交換会を開催させていただきます。司会は、大阪地方裁判所第9刑事部で裁判長を務めています中山が行います。どうぞよろしくお願いいたします。

意見交換会のテーマにつきましては、既に送付させていただいておりますが、本日の席上に置かせていただいております。簡単に今回の意見交換会の趣旨について説明させていただきます。

裁判員裁判が開始されて既に8年以上経過しており、おおむね順調に運営されているところではありますけれども、マスコミ報道等にもありますように、近年、裁判員候補者の辞退率が上昇し、選任手続期日への出席率が低下しているなどという問題があるところです。そして、その中で審理日程等の組み立て方の負担がその一つの原因になっているのではないかと、こういうような指摘もされているところでもあります。そこで、今回は裁判員を経験された皆様から裁判員裁判に参加するに当たって御苦労された点や実際に参加されてどのような御負担があったかなどについてお話ししていただき、併せてそれらの御負担を軽減するような改善策などについても御意見を伺って、今後の裁判員裁判の運営にいかしていきたいと思っております。そういう趣旨ですので、忌憚のない御意見をいただければありがたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、まず出席している法曹三者から自己紹介をさせていただきます。まず私から、先ほども言いましたように、私は大阪地方裁判所の第9刑事部で裁判長をさせていただいております中山です。大阪地方裁判所に着任して、2年半になります。その前は、千葉地方裁判所で3年間、裁判員裁判を経験しておりますので、裁判員裁判の経験自体は5年半くらいということになります。本日はよろしくお願いいたします。

辻井裁判官：裁判官の辻井と申します。私はこれまで神戸地方裁判所や大阪地方

裁判所で合計4年半の間、裁判員裁判を担当してきました。あと、高等裁判所の立場から裁判員裁判の記録を検討したというような経験もあります。裁判員制度の運用をよりよいものにしていくためには、裁判員経験者の御意見というものがとても参考になりますので、本日は率直な御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

上保検察官：大阪地検公判部検事の上保と申します。これまでに大体20件程度の裁判員裁判に関与してきました。本日は裁判員経験者の方々から直接お話を伺うことができる貴重な機会だと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

清水弁護士：弁護士の清水と申します。大阪弁護士会の刑事連合委員会、今はもう刑事弁護委員会に吸収されてしまったんですけど、裁判員裁判の制度が立ち上がった時の裁判員実施本部というような部会に所属しております。個人的にも裁判員事件の弁護人としての経験は20件は多分いかないですけど、15件ぐらい、自白も否認も一応一通りは経験をしておりますので、本日の皆さんの意見をさらに参考にすることができたらと思います。よろしく願いします。

司会者：それでは早速、意見交換会に入らせていただきます。

まずは選任手続期日の呼出しの関係で御意見を伺いたいと思っております。皆様が裁判員を経験された際には、選任手続期日の7週間から8週間ぐらい前に、裁判所から選任手続期日に出席してくださいという通知書、お知らせが届いたかと思えます。現在、送付させていただいている通知書には選任の日と裁判員に選任された場合に裁判所に来なければいけない日、要するに裁判の日くらいしか記載がないと思えます。具体的には、例えば11月1日、2日、3日、5日とかですね、こんな形で日にちと曜日だけが書いてあったかと思えます。選任手続期日に出席するに当たって、今言った以上にこのような情報があったらよかったのというようなことがありましたら、御意見をいただきたいと思っております。もうかなり前のことなので、何が書いてあったかお忘れの方がいらっしゃるかもしれませんが、では、出席者1番さんから、いか

がでしょうか。

裁判員経験者 1：記載内容については、いただいた内容でよかったですと思います。

司会者：日程も、時間とか書いていなくて、何日としか書いていないんですけども、それでも出席するに当たっては特段差し支えはなかったということでしょうか。

裁判員経験者 1：いただいた時点では選ばれるとは思わなかったのですが、候補として行くんだなという感じでした。選ばれるのが確実であれば、もっと欲しかったですけど。ただ、確率的にはないだろうなという感じだったので。

司会者：そうすると、選任されたときは何日に来なければいけないというところは、あまり気にされていなかったということでしょうか。

裁判員経験者 1：いえ、会社に申請しないといけない関係で、きちっと見てました。

司会者：分かりました。お仕事の関係でどのように調整されたかとかいう話は、また後でお聞きします。では、2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 2：余り記憶にないんですけど、いただいたときに思ったのが1日だけの指定で「この日に来てください」という書き方だったので、その時点で何日か、「この事件とこの事件とこの事件で都合のいいときに来てください」という形で選べるようにしていただけると来やすいかなと思いました。決められた日に都合がつかなかったら、それでアウトで、その後に抽選という形になるのでしたら、先に3つくらい日程を出しておいていただくと来やすいかなと思いました。

司会者：なるほど。今の制度だと個別の事件で選ぶことになるので、ピンポイントで決まっているんですけども、そこを選べるようにするのはどうでしょうという御意見ですね。ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 3：事件の概要は来たときに最初に伺うんですけど、被告人の名前はともかくとして、それ以外の概要、起訴内容ですかね、そういうところも、もう少し書いていただけるとよいかなと思いました。事件もいろいろあるじゃ

ないですか。罪の重いものもあれば、そうでないものも。その辺りをもう少し書いていただければ、もうちょっと心づもりができるんじゃないかなと思います。

司会者：選任手続期日に行くかどうかを考えるに当たって、もう少し、どんな事件なのかという情報があった方が行きやすいということでしょうか。

裁判員経験者 3：あと、これは直接関係していくのかどうか分からないですけど、最初に候補者名簿に載ったときに、どさっと資料を送ってくるじゃないですか。私の場合はちょうどその名簿からはじかれる直前ぐらいに呼ばれちゃったんですよ。だから記憶が薄れてるといえるか、資料をどこにやったかなという感じだったので、送ってもらえる書類のバランスというのをもう少し考えていただければと思います。

司会者：名簿に載ったときにいろいろなパンフレットや資料を同封させていただいている一方、選任手続期日の通知のときには、期日の通知と辞退事由の紙等しかなくて、具体的に裁判がどういうふうに進んでいくのかとか、その辺りの資料は同封されていないし、以前送られている資料も忘れていたり、どこにしまったか分からなくなってしまうとか、そういうこともあるのでということですね。送る資料のバランスももう少し考えた方がいいのではないかと、裁判員に現実に選ばれたら、こういうことが行われるというところが分かるようなものが、選任手続期日の通知にも入っていた方がいいのではないかと、こういう御意見でしょうか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：私は無職だから時間の制約もなくって、それどころか70歳以上の人は辞退してもいいですよと書いてあったので、その時点で70歳を超えていたので、私が引き受けてもいいのかな、辞退しなきゃいけないのかな、でも私はしたいなということを考えていました。だから、大きく言えば義務として、どういう事件とか内容じゃなくて、こういうことを一度死ぬまでに経験で

きるというのがすごくいいから、だから私は、他の方とちょっと違ったケースかもしれないんですけど、時間がどんなにかかってもいい、どんなに難しい事件でもいい、私が生きている間にこんな制度ができてよかったという感じでした。

司会者：貴重な御意見ありがとうございます。そうすると、特に期間等についてはどのような形でも大丈夫だったということでしょうか。

裁判員経験者 4：はい。むしろ、時間については、ちょっと私たち大事にされ過ぎじゃないかと感じました。20分くらい法廷に行って、また帰ってきて休憩して、また法廷に行ってということの繰り返しで、行ったり来たりで1日が終わるという感じなんです。なので、そこまで大事にしてくれなくていいですよという感じですよ。

司会者：ありがとうございます。その辺りは、また後でお聞きしたいと思えます。それでは、5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：私も最初、来年に当たる可能性があるという書類をいただいたときに、自分がリストに挙がったということは分かったんですけど、まさか呼ばれるとは思ってなくて、当日も抽選に来たときに、抽選に参加するだけで当たるとは思ってなくて、なのでそんなに日程に対するプレッシャーみたいなものはなかったんです。あと、前もってこの日にちが抽選日で、当たった場合はこの日にちに来てくださいというのが、あらかじめ長いスパンで連絡があったので、それは予定とかスケジュールが組みやすくて、とてもよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。では、特段、通知に書かれていた情報で足りたということでしょうか。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：ありがとうございます。今少し話が出たんですけども、通知が来てから具体的に選任される選任手続期日までに7週間から8週間ぐらいあって、5番さんはそれぐらい離れていれば日程調整等もできるので十分な期間ですと、

こういうお話があったかと思うんですけれども、その点に関して、いや7週、8週だと少し短いなど、このような御意見の方はいらっしゃいますか。特に仕事をされている方だと、実際に裁判員に選ばれた場合は仕事を調整しなければいけないという事情があるかなと思ひまして。それがその7週、8週間前という期間で大丈夫なのかどうか、もっと長くないと困るという御事情があるのかどうかについてお聞きしたいと思ひます。5番さんは今の7週、8週間前ぐらいの期間で十分調整はできたということでしょうか。

裁判員経験者 5：はい。逆にもっと短いと近々の予定が分かり過ぎてそこに詰め込めなくなってしまうので、やっぱり2か月ぐらい猶予があった方が助かりました。

司会者：ありがとうございます。4番さんは先ほどの話からすると今はお仕事をされていないということでしょうか。

裁判員経験者 4：仕事はしていないんですけど、ちょっと教室で教えていることがあって、長い間に調整はできました。かえって、先生、入院か何かするのと皆が心配してくれたぐらいすんなりはめ込んでいけたので、それは長かったから調整しやすいと思ひます。

司会者：やっぱり7週、8週間ぐらいあると調整はしやすいということでしょうか。それ以上長くする必要は特に感じられなかったですか。

裁判員経験者 4：ないです。言葉はあれですけど、通知をもらってから抽選までの長さが長すぎると、間が抜けるというか、緊張感が薄れちゃったという人はいると思ひます。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 3：特段短いという感覚はなかったです。ただ、私はサラリーマンじゃなかったんで、その辺りの時間の融通は利いたかもしれないですね。

司会者：2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 2：逆に絶妙な長さと言ひますか、断れないじゃないですか、7週、8週先だと。決め打ちで来た1日が、この日たまたま予定が入ってるんで

すって、よっぽどレアケースだと思ったので。なので、7週、8週ぐらいがまあいいかなと思ったんですけれども、先ほどどなたかが御意見されたと思うんですけれども、ちょっと間延びの部分もあったりするので、コストの面もあるかもしれないですけど、七、八週先に決め打ちできた1日の日付に対して、もう1回、はがきだけでもいいんですけど、この日ですよと、ちょっとお知らせが1通来ると、あつというふうに思う方もいらっしゃるのかなと思いました。

司会者：7週、8週経っているから忘れてしまう人もいるかもしれないので、この日ですよ、大丈夫でしょうかというような一報があった方が出席を忘れる人がいないのではないかとということです。

裁判員経験者2：事務コストの面で問題があるんでしたら、ホームページか何か、この日にこのURLのところに日程的なことが書いてあるので、ちょっと見ておいてくださいねというお知らせがいくとかすると、意識の中にあるだろうと思いました。

司会者：ありがとうございます。1番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者1：あの日程で全然大丈夫です。ちょうどいいかと思います。

司会者：ありがとうございます。それでは引き続き、今度は選任手続期日と公判期日の入れ方についてお話を伺いたいと思います。現在の裁判所の運用としては、選任手続期日に引き続いて直ちに公判審理に入る、例えば午前中に選任手続手続があって、午前中に裁判員が決まって、昼食を食べて、その日の午後から裁判が始まりますというやり方が一つ。もう一つは選任手続期日があって、裁判員に選ばれて数日してから裁判が始まると、こういう2つのやり方があります。今回皆様が御経験された審理日程等をこちらで確認させていただいたところ、皆様は大体後者の方で、選任手続期日とは別の日に裁判が始まったということのようです。このやり方について、どちらがよいかというところについて御意見を伺えればと思います。最初に言った選任手続期日に引き続いて午後から審理をするということになると、その分審理日数は減ってきますので、そういう意味の御負担は少なくなるのかなと思う一方、選任されました、まだ心

の準備ができていません、なのにもう午後から裁判が始まりましたということだと、初日は頭が真っ白で内容が頭に入ってきませんでしたという方がいらっしゃるような弊害があるのではないかというようにも思います。そういうことで、今多くの裁判体は後者のやり方、選任手続期日とは別の期日で審理を行っていると思われます。この辺りについて何か感想めいたところでも結構ですのでお話し伺えればと思います。ちなみにこちらで調べさせていただいたところ、1番さんが行った事件では金曜日の午前中に選任手続があつて、月曜日の10時から裁判が始まり、2番さんは1週間前に選任があつて、1週間経ってから裁判が、3番さんは金曜日の午後に選任手続があつて、月曜日から裁判が、4番さんは木曜日の午前中に選任手続があつて、翌日の金曜日から裁判が、5番さんも2番さんと一緒に1週間前に選任手続があつたと、こういう状況のようです。午前中に選任手続があつて、午後から即審理という形と、皆様が御経験された形のどちらがよかったかなというようなどころをお聞きできればと思います。1番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者1：金曜日の午前中に裁判員に決まってそのまま帰るということになったんですけど、仕事をしていますので、その日の午後はどうしようというのがちょっとありました。できれば日程を詰めてもらった方が会社の休み的には取りやすかったかなと思います。土日があつて約束もキャンセルしたので、できれば私の場合は続けて入ってもらった方がよかったかなと思いました。

司会者：先ほどのお話だと、当たらないというふうに思われていたようだけれども、仕事先との調整等はどうされていたんでしょうか。選任の時点で裁判の日程は決まっているので、この日については休む可能性があるというような連絡はしておかれていたということでしょうか。

裁判員経験者1：はい。同僚と上司には伝えていて、もし当たった場合のスケジュールは全部事前に組んでいました。

司会者：だから裁判がその日に直ちに始まっても差し支えなかったし、むしろ直ちに始まってくれた方がいろんなどころで都合がよかったという御意見でしょ

うか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：ありがとうございます。2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 2：これはもう一回当てていただいて比べてみないと分からない。

ただ、数日後に始まる方がいいかなと思ったのは、やっぱりこんなキャラの私でも呼ばれると緊張するんです。さらに、当たりましたと言われ、宣誓の手続きをし、ものすごく緊張している中で最初話をちゃんと聞けるかなというふうにも思ったので、すぐ裁判が始まるよりもちょっと気持ちを落ちつけて、さあとという形で朝一から行った方がいいのかなというふうに思いました。それでも、やっぱりお仕事の都合とかいろいろ御都合もあると思うので、詰めた方がいいのかなというふうに思ったりもします。

司会者：2番さんは裁判までの間に1週間あったわけですが、そこで仕事の調整をされたということになるのでしょうか。それとも選任の通知が来た段階で、日程が書いてあるのでそこについては休むことにしておられたということでしょうか。

裁判員経験者 2：私は会社をやっている方なので、この日とこの日はおらんからというふうに言っただけだったので、そこは特に問題なかったです。

司会者：分かりました。ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 3：ちょっと伺いたいんですけど、例えば午前中に選任手続があつて、午後にもう裁判をしますということになったら、その午後においては何が行われるんですか。

司会者：法廷で第1回公判が始まるということです。起訴状の朗読から始まる最初の手続がありますよね。それがもうその日の午後から始まるというやり方です。

裁判員経験者 3：それだったらやっぱり別の日にした方がいいかなと思います。

司会者：そこは今2番さんが言われたように、選ばれた直後に裁判が始まると、なかなか頭に入ってこないというようなことでしょうか。

裁判員経験者 3 : はい。

司会者 : 3番さんの場合は金曜日の午後に選任手続で、月曜日から裁判だったようですけれども、その関係では日程の調整等の不都合はなかったでしょうか。

裁判員経験者 3 : 私の場合は自営業で、普通の人たちのお仕事が終わった後にする仕事で夕方からなんで、そういう意味での不都合はなかったんですけど、仕事をして帰ったら寝る時間がないというパターンになるので、そこだけでした。自営業なんで早く帰ったりとかはしてましたね。

司会者 : ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4 : 私の場合は教えていることがあるので、自分で探してきた方を代役の講師に立てますからっていうふうにして代役を立てました。ただ、私は選任手続を木曜日にやって、裁判は金曜日からだったんですが、木曜日から金曜日のたった1日なら、木曜日の午後からやってもいいのにと思いました。選任の案内に、もし抽選で選ばれたらその日の午後から裁判が始まりますということちゃんと先に伝えてもらってれば、皆さん、重要なお仕事を持っている方たちも1日休みをカットできるわけです。いたずらに休みと法廷との繰り返しだというのは思いました。私でも期間が長いなと思ったぐらいですから、働き盛りの方たちはもっとそういう思いはあるんじゃないかなと。カットできることはもっとカットする。前もってここで選任されたらその日の午後から第1回の裁判がありますよということを書いてもらって、そのときにただし書きとして、ただし、こういうような知識は控えのところで教えてもらってから法廷が始まりますから大丈夫ですよとかいうようなことだったら、もうその日の午後からでも私はいんじゃないかなと思っています。

司会者 : なるほど。貴重な御意見ありがとうございます。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5 : 私も先ほど申し上げたように抽選に当たると思っていなかったもので、まず抽選日に来て、どんな事件に対して選ばれてますって言われたときに、その書かれてる内容で、えって、一瞬できるのかなっていうプレッシャー

を感じました。でも、こんなにたくさんいるので当たるわけがないと思って、ちょっと自分の気持ちを落ちつけてお話を聞いてるうちに、結局当たってしまった、ああ、じゃあ、これをやるのか、すごく心の準備をしてきたわけではなかったの、取り組めるのかなと不安は感じました。その後の説明があったり、宣誓をしたり、法廷を見せていただく機会があったりして、私はこれまでの人生で裁判所に来ることも、法廷に足を運ぶこともなかったので、実際の臨場感みたいなものをその日のうちに味わうことができ、なおかつ日にちが1週間ほど空いたので、その間にきちんとした気持ちで取り組まないといけないと心の準備ができたので、やっぱり1週間日にちをいただけたのは大変ありがたかったです。

司会者：今お聞きしても、やっぱり両方の御意見があるということでしょうかね。選任手続があって、その日の午後から裁判をするということになると、審理は短くなって、その分の負担は減る一方、いきなり始まるという不安もあるのではないかと。ただ、その不安に対しては、もっと先に情報があれば対処できると、こういう御意見でしょうか。ありがとうございます。

この辺りも、また皆様の御意見を参考にしながら、どのような日程を決めていくのか我々も考えていきたいと思っております。

次に、先ほど少し4番さんからお話があったんですけども、1日のスケジュールについてお聞きしていきたいと思えます。皆様が参加された裁判員裁判は午前10時ぐらいにスタートして、60分は法廷で手続があって、60分に1回ぐらい休憩しますという形で評議室に戻ってくる。そして、15分ぐらい休憩をして、また法廷へ行って審理を行う。こういう形を繰り返して、お昼休みが大体1時間から1時間半ぐらいありましたでしょうか。そして、一般的にはお昼から午後5時ぐらいまでそういう形を続ける。このような日程をとることが一般的なんですけれども、先ほど4番さんは休憩が少し多過ぎるのではないかと、そんなに休憩を入れずにもっと審理を詰めて入れて、その分短くなった方が参加しやすいのではないかと、このような御意見があったかと思いま

す。その辺りについて、皆様が体験された感覚はいかがだったでしょうか。御意見を伺えればと思います。では、1番さんからよろしいですか。

裁判員経験者1：朝の時間はもう少し早くてもよかったのではないかなと思います。ただ、裁判官の人とかもいろいろ資料とか準備が必要なので、あれが一番早い時間帯ではあるのかなとは思っていたんですけど、もう少し早くても大丈夫かなと。

あと、やっぱり休憩はもう少し狭めていただいてもいいと思います。ただ、やっぱり日を追うごとに慣れていくので、後になればなるほど、休憩を少なくしていてもこっちが慣れていっているんで、そういうことを若干最後の方には感じました。

司会者：なるほど。最初の方は初めてのことなので、集中をして疲れることもあるけれども、だんだんやっているうちに慣れていくので、そうすると別にそこまで休まなくてもいいのにとと思われることもあったと、こういうことでしょうか。

裁判員経験者1：若干思いました。

司会者：ありがとうございます。2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者2：おおむね1番さんと一緒です。確かに朝はもうちょっと早くてもいいのかなと思いました。あと、スケジュールの割り方が手続的なところを含めて刻んでくるので、そこはもうそのままいってもいいんじゃないかなというふうに思いました。例えば、冒頭手続のところを5分やって、いきなり休憩に入ってとか、そんなところがあったりしたので。

司会者：なるほど。

裁判員経験者2：なので、その審理の核心の部分についてはもっと詰めてやってもいいのかなと思ったんですけども、ただ、私たちは、言っても素人じゃないですか。素人がずっと集中して60分なら60分、もう一言一句聞き逃さずに聞けるかっていったら、その自信もちょっとないので、単なる休憩っていう形じゃなくて、何て言うんですかね、考えを整理したりとか、そういう時間に

使わせていただければなっていうふうに思いました。ただ、60分で刻んでいくとそれに体も慣れてくるので、大体これで1時間、ここら辺りで考えを整理して、10分休憩して、もう一回っていう形に慣れてくると、先ほど1番さんがおっしゃったように、後半はもうちょっとぎゅっとしてもいいというふうに思いました。

あと、終わりの時間がちょっと公務員的かなというふうに思いましたね。やっぱり午後5時ぐらいで全部きちっと終わるようになってしまうので、もうちょっとやってもいいのかなと。4番さんがおっしゃったように、朝の時間も夕方の時間も、時間をもったいないじゃないですか。夕方5時で終わるような仕事って、一般的にはあんまりないと思うんですよ。なので、そこを考えると、もうちょっと後ろの時間もやっていただいてもいいのかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。この点はいろいろあるんですけども、他の機関との関係もあって、例えば、被告人が拘置所というところにいると、その拘置所から連れて来なければいけないのですが、拘置所を出発する時間もあまり早くというわけにもいかないところもあって、大体午前10時ぐらいから始まることが多いのではないかと思います。

裁判員経験者2：そうですね。例えば渋滞したりとか、ワントラブルがあったら5分、10分と遅れちゃうんで、そうなったときのリスクを見ると、午前10時なら、まあ確実でしょうっていうか、スケジュール的な組み立て方がちょっと見えてきたりもしますね。もっと、ぐっといかないのっていうふうに思うところが正直ありました

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：自分としては、例えば裁判が始まって、1時間審理して15分休憩っていうスケジュールで大丈夫でした。もっと詰め込むべきとは思わないです。これぐらいでいいと思うんです。ただ、一々法廷から出て、また入ってっていうのが煩雑に感じるだけで、そこだけですね。例えば、評議の中でもある程度の時間すれば休憩するじゃないですか。それだったら、1時間ごとに1

5分休憩があったら多過ぎるかなとは思いますが、法廷だったら、やっぱり出入りする時間があるので、実際問題として休憩は15分とれないと思うんで、これぐらいでいいんじゃないかなとは思いますが。

司会者：3番さんの事件は、午前10時から午後5時まで、ずっとそのような形で進められたんですかね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：そのスケジュール感で、疲れるとか、そういうところはなかったでしょうか。

裁判員経験者3：いや、やっぱり、それはありましたね。

司会者：3番さんの事件だと、結構専門的な人の証人尋問があったりして、日程を見るとハードになっているような気がしたんです。

裁判員経験者3：ぎゅうっと詰めてる感じがしました。

司会者：やっぱり、最後の方には、もう疲れたなという感じなのでしょうか。

裁判員経験者3：そうですね。4時ぐらいになってくると、ああ、まだなのかなと思わなくもなかったです。

司会者：そういう意味では、もう少し余裕があるスケジュールでもよかったかなという感じですか。

裁判員経験者3：いや、これぐらいでよかったと思います。もう一日延びる方がしんどかったです。

司会者：一日延びる方がしんどいのですか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：分かりました。ありがとうございます。

4番さんはいかがでしょうかね。先ほども少し話が出ましたけれども、やっぱり1時間に1回、15分休むっていうのは、休憩をとり過ぎかなという感覚をお持ちですか。

裁判員経験者4：行ったり来たりがちよっと時間のロスかなと。お茶を飲んだり、雑談したりもあって、それならもう少し、せめてあと15分長くするとか

したら回数を減らしていけると思って。さっき言いましたように、私自身はそんなに日にちとか時間に制約がなく、他の方に頼めば済むことだったんですけど、働き盛りの方たちは、仕事を休んでいらっしやっていて、これは引き受けるのにみんな結構決心がいるだろうなと思いました。誰もが私みたいにやりたい、いい経験だと思うわけじゃないんだからと思いました。

だから、みんながもうちょっとやりやすい、引き受けやすいようにしていかなくちゃ、だんだん裁判員っていう制度に無関心になっていくんじゃないかなと思うので。

司会者：今のお話しでいうと、60分は短いのではないか、もう少し長くして、75分とかでも大丈夫ということですかね。裁判所の方で考えているのは、一般的に60分ぐらいが集中力の限度かなというところで、60分経つといったん休憩を入れるというようなやり方をしているんですけども。

裁判員経験者4：それは進行とかその日の内容によるじゃないですか。今日はすごく神経を使うから1時間で終わり。でも、今日は1時間15分やれるでしょうって、内容によると思います。

司会者：なるほど。内容次第で、内容によってはもっと長いときは長くてもいいと、このような御意見ですね。

裁判員経験者4：はい。

司会者：ありがとうございます。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者5：私は朝のスタートに関しては、10時ぐらいで都合がよかったです。というのは、やっぱり参加する裁判員の方が皆さん会社員で、朝のラッシュに電車で揺られてっていう日常生活を送ってるわけではないので、例えば、主婦の方で家庭があれば、朝少し片づけたいことがあったり、長いこと電車に乗って通勤ラッシュは避けて暮らしていたって方が、それに加えて裁判をするという、そういう肉体と精神の両方の負担を負う必要はないと思います。

日程に関しても、最初の導入部分はやっぱり緊張とかそういうがあるので、少しずつそこに非日常の裁判っていうものに取り組む時間、気持ちの余裕

が必要なので、ある程度休憩を挟んでいただけた方が、いきなり初対面の方と忌憚のない意見をもって言われても、なかなか発言することはできないと思うので、休憩を挟みながら進行していただけたことがすごく取り組みやすかったです。

司会者：ありがとうございます。

今の関係でもう少し質問させていただきたいんですけども、審理予定表を見る限りでは、例えば、1番さんが経験された事件だと、被告人質問において、弁護人が60分ぐらい質問をすると、その後、さっき言ったように15分ぐらい休憩があって、その後、また弁護人が20分ぐらい質問をして、引き続き検察官が40分ぐらい質問をして、また15分休む。休んだ後に、また検察官が質問をする。こういう形で進んだように予定表では見えるんです。

一方、3番さんの事件だと、60分にこだわらずに、まず検察官が40分質問をして、引き続き弁護人が40分質問をするという形で、80分ぐらい連続して行って、区切りのいいところで休憩すると、このようなやり方だったようです。

先ほど、区切りのいいところでという話で、80分ぐらいだったら大丈夫なんじゃないかと、このような御意見があったかと思うんですけども、1番さんのようなやり方をされたときに、どうしてこんなところで休むんだろうなというような御感想は、やっぱりあったんでしょうか。

裁判員経験者1：そうですね。また休憩か、ちょっと多いなというときはありました。

司会者：では、そのときは弁護人がトータルで80分ぐらい質問をしたんだと思うんですけども、例えば休憩を挟まずに、弁護人が80分ぐらい聞いて、休憩をとって、その後に検察官が80分か90分ぐらい聞くと、こんなやり方でも別に構わなかったのではないかと、このような御意見ですか。

裁判員経験者1：はい。体感で休憩が多いなっていうのはありました。

司会者：なるほど。3番さんも先ほど少しお話しされていたんですけども、3

番さんが経験された法医学の先生の証人尋問で、今言ったように40分、40分で80分ぐらい続けた尋問があったと思うんですけれども、そちらはどのように感じられましたでしょうか。

裁判員経験者3：弁護人の質問がもうちょっと延びたんです。20分ぐらい。

司会者：そうすると、弁護人が60分ぐらい聞いたということでしょうか。

裁判員経験者3：はい。だから、休延するのが午後3時前ぐらいになったと思います。

司会者：検察官が40分ぐらい聞いて、引き続き弁護人が聞いて、当初40分ぐらいの予定が60分ぐらいに延びて、トータル、休まずに100分ぐらい続けたということでしょうか。それについては、途中でだんだん集中力が切れていくというようなことはなかったですか。

裁判員経験者3：それぐらいだったら、まだ大丈夫でした。

司会者：ありがとうございます。

あと、少し細かい話なんですけれども、昼の休憩時間が割と長目にとっていることが多いので、この辺りについて、もっと短くてもいいのではないかといった御意見はありますか。1時間半ぐらい休みがあったりすることがあって、私も自分で日程を組みながら、裁判員の皆様が時間を持て余しているのではないかと思うこともなきにしもあらずなんで、いかがですか。

裁判員経験者3：ちょっと長いとは思いますが。やっぱり外に出れないので。鉢合わせすることがあるので、外に出れないと考えるとちょっと長いです。

司会者：分かりました。他の方は、よろしいですか。

休憩前に最後、期日を連続して行った方がいいのか、それとも、ところどころ休みを入れながらやった方がいいのか、その辺りについての御意見を伺えればと思います。今回皆様が御経験された事件は、比較的審理期間が短かったので、期日間に特に休みはなかったと思いますが、例えば、4番さんの事件は6日間ぐらい証拠調べが続く中で、午前中だけで終わることもあったようなんですけれども、4番さんは御自分が経験された事件の審理日程についてはいかがでし

ようか。

裁判員経験者 4：午後お昼を食べてちょっとしたら終わったり，そういう不規則な感じもありました。それでも1日仕事を休むんだよなって，働いている方たちがおっしゃっていて，働き盛りの方たちが，今日はもう今から会社に行っても仕方ないとおっしゃっているのを聞くと，本当にこの制度をもう一度考え直してしなきゃいけないんじゃないかなと痛感しました。

司会者：もっときちっと詰めて負担を減らした方がいいのではないかという御意見ですね。ありがとうございます。

この日程の関係等で，出席されている検察官，弁護士，裁判官から，何か御質問や御意見はありますか。

辻井裁判官：裁判官の辻井です。今は午前中のみで終わるといような期日が何回かあったというお話を紹介されましたけれども，例えば，月曜日は1日ずっと裁判やります，でも，火曜日は休みます。そして，水，木，金曜日と連続してやりますというふうにして，1週間のうちに1日ぐらい休みがあるというよな，そういう審理日程の組み方，割と長期のスケジュールの場合，そういった組み方をすることがあるんですけども，そういう組み方をされた場合の不都合とか参加のしやすさ，しにくさについてはいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：職種によると思うんです。ただ，裁判所まで来て，会社がどこか遠くの場合，初めからこの日は半日しかないと分かっているわけですけど，この日は半日なんで，3時以降会社まで到着できますよっていようなことができなかった人たちもいるんじゃないかなと思うんです。だから，午前中に終わって，会社に戻ってもそんなに仕事はできないということをおっしゃっているのを聞いたことはあります。

辻井裁判官：午前中だけっていうお話は今お聞かせいただいたとおりですけども，例えば，2週間ぐらい裁判員裁判がありますと。その中で，来ていただく日は全て一日中なんですけども，月曜日，水，木，金，でまた月曜日，水，木，金というふうにして，火曜日は1日休んでいただいて結構ですので，仕事

をしに行っていたいただいても構いませんし、家族と過ごしていただいても構いませんというふうな、この日は1日裁判はありませんという日を、例えば、2週間ぐらいの裁判員裁判であれば、2日か3日ぐらい設けた方が皆様の都合もいいのではないかなというふうにも思うんですけど、その辺りはいかがですか。

司会者：皆様が経験された事件はもっと短いものだったと思うんですけども、仮に長かった場合に、2週間びっしり全部裁判所に来てくださいというような日程の組み方ではなく、順にお休みを入れていく。こういう方がいいのかどうかという質問です。

裁判員経験者3：それはやっぱりそっちの方がいいんじゃないですか。平日お仕事を月金でなされている方だったら、1日やっぱり平日で仕事ができる日を入れるっていうのは裁判員裁判、特に長期にわたる裁判員裁判の参加のハードルを下げるには効果的な方法なんじゃないかなと思います。

裁判員経験者2：そうですね。裁判の日程にもよると思うんですけども、裁判によっては1年かかるものとかもあるじゃないですか。そういう場合、土曜日絡めてやっていただいた方が、私の場合はいいかなと思ったんです。火、木、土っていうふうに週3日裁判があって、月、水、金は仕事に行ける。そういうふうに、最初からずっとそれでスケジュールが決まっていれば、先ほどお話しした無駄な動きは少なくなるかなというふうに思いました。

仮に、半日だけの日程があるっていうんだったら、それを土曜日に当たるようにうまく調整していただければいい。土曜日って昔から半ドンと言ったじゃないですか。そういう使い方をしていただければいいなというふうに思ったんです。やっぱり月金ですとこの制度は動いているので、土曜日っていうのはちょっと大改革になるので難しいのかなとも思いますけれども、おっしゃるように、毎週火曜日はお休みっていうふうに最初から決めて、2週間なり3週間なり、ちょっと日程は長いですがっていうふうになるのであれば、それはそれでありがたいかなと思います。

(休憩)

司会者：それでは後半に入っていきたいと思います。

まず、その前に、第1回公判、要するに起訴状の朗読から始まる手続、第1回の公判手続の前に裁判官から裁判の内容だとか、どういうふうに進んでいくのかとか、そういうことについて説明があったかと思いますが、御経験されて、もう少しこういう説明があった方がよかったとか、第1回公判が始まる前にこういうところについてももう少し説明しておいてくれればもっとよく理解できたとか、その辺りについて御感想等があればお聞きしたいと思います。

1番さんいかがですか。

裁判員経験者1：私の場合は、聞いていても聞かなくても同じだったかなと思います。実際に入って進んでもらった方がよかったかなと。特に初日だったら、もう少し詳しく聞いていても理解できなかったかもしれないというのがあるので。

司会者：ありがとうございます。2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者2：裁判長の方の説明がとてもお上手だったので、流れの確認のところでは特に疑問もなくスムーズでした。あと、一番よかったのが用語の説明です。やっぱり裁判という難しい用語が出てくるということがあったんですけど、それについても丁寧に説明していただいたのでよかったと思います。

司会者：3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：裁判に入る前の心づもりを固めていたから、あれぐらいと言うと失礼ですけど、特に問題はなかったです。ただ、それこそ選任手続等で、具体的に選ばれた後のことをもうちょっと言えることもあるんじゃないかなとは思いました。

司会者：選任された後に、その場でこういうものだという説明をしておいてもらった方がいいのではないかという御意見ですね。ありがとうございます。

4番さんいかがでしょう。

裁判員経験者 4：こんなことは言っているのかどうか分からないんですけど、休み時間に、みんなが言っていることがもうちんぷんかんぷんっていう人がいたんです。だから、そうか、引き受けた人はみんなある程度これを理解するという私の考えがおかしかったなと思って、こういうものに出てきやすい言葉ですか、何かここに出てくるような言葉で分からないことがあったらこれを見てくださいというような説明メモのようなものがあったらいいんじゃないかなと思いました。

司会者：なるほど。ありがとうございます。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：私の参加した回では、毎日朝、今日これだけのことをします、これはこういう意味ですという事細かく分かりやすい説明があって、なおかつ一つ一つの議題で、休憩が終わって始まるときに、今からこれを話し合いますとか、法廷に行く前にこういうことを聞きますとか、帰ってきたらこういうことを聞いてきたのでこういうふうに今から議論しますと、分かりやすく進行していただけたので、参加してる方も皆さんどんどん意見を言えるような回でした。

司会者：非常に分かりやすかったということですね。ありがとうございます。

それでは、次に証拠調べの内容の負担の関係でお話を伺います。公判での証拠調べ、基本的には検察官と弁護人が証拠を通して行うわけですがけれども、その活動自体について分かりにくくて理解できずに負担を感じたとか、あるいは具体的な証拠の中身を聞いて精神的な負担を感じたと、このようなことがありましたら御意見を伺いたいんですけども、いかがでしょうか。

1番さんからお願いします。

裁判員経験者 1：証拠調べですよ。

司会者：そうですね。証拠調べに限らず、法廷で行われた活動一般でも結構です。それを聞いていて分かりづらくてストレスを感じたとか、そのようなお話でも結構です。

裁判員経験者 1：私が担当した事件は、被告人の方が日本人の方じゃなかったの

で、通訳を介して行われました。だから、弁護士とか裁判長、あと検察官の方も全て通訳を介すという感じだったので、日本人の方が被告人だったら、答えられたらダイレクトに自分の心に響くんですけど、通訳の方もそっくりそのまま訳されてると思うんですが、何かその辺りで、被告人の顔色を見たらいいのかとか、そういうのでちょっとだけ苦勞したかなというのがあります。ちょっと会話のラリーが2倍になったので、大変だなと思いました。

司会者：1番さんが御経験されたのは覚せい剤の密輸の事件ですね。

裁判員経験者1：はい。

司会者：検察官から御質問がありますか。

上保検察官：今お話にあった通訳が必要な事件であるという点の御苦勞もあったと思うんですけど、覚せい剤の密輸事案ということで裁判員の方にとってはなじみがない種類の犯罪なのかなという思いがありまして、そういうなじみのないような裁判に参加するに当たって、特に負担に感じたという点がおありになったのかどうかという点と、それから検察官の活動について分かりにくい面があったかどうか、逆にこういうところが分かりやすかったということがあるのであれば今後の参考にさせていただけたらと思います。

裁判員経験者1：もちろん密輸するということは悪いとは思っていたんですけど、こんなに大きな、ものすごく悪い事件というのは参加した全員が思ったと思います。あと、持ち込まれた方法が、普通にかばんで持ち込まれるということで、よく聞くような胃の中とか体の中に入れられているようなものではなかったもので、そういう部分では全員そんなに負担はなかったと思います。

検察官の方も、結局証拠になっているのがエージェントとのメールのやりとりだったので、それも訳してもらったものを私たちが見ることになりましてけど、その母国語を完全に理解できないし、お話しされてる質問の内容とか被告人がしゃべってる内容というのも、結局通訳が言っていることを信じるしかないんで、その辺りはいろんな捉え方が人によってあると思うので、難しいなというの個人的に感じました。検察官の方は堂々といろいろ説明していただい

たので、不満はないです。

司会者：2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者2：私が経験したのは殺人未遂事件です。そうすると大体御想像がつくと思うんですけど、やっぱり証拠品がはっきり言ってえぐいので、検察官の方の御苦勞がすごくよく分かりました。というのは、やっぱりこうですよというふうに具体的に提示しようと思うと、我々が見たことのないようなものを突きつけられるんですよ。そうなったときにいろんな方がいらっしゃるので、精神的にタフな方もいらっしゃればナイーブな方もいらっしゃるので、そこで、あなたタフですか、ナイーブですかというふうに一人一人聞いた後で証拠を出すわけでもなく、調べるわけでもないで、そのさじ加減というのは難しいかなというふうに思いました。

弁護人の方は、それに対してそうじゃないですよ、こうですよというふうに被告人の方を守るというか、被告人の言うことを主張する立場なので、それに対してどう思ってるのかなと、逆に思ったりもしました。

証拠調べの方法については、そこを気を遣っていただいているんだなというふうに感じましたので、特に私自身は問題ないと思っていました。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者3：2番さんとはちょっと違う意味での生々しさというか、私の場合は交通事故で人がひかれている写真があってそれを見たんです。体にタイヤ痕があるんですけど、私たちが見る資料は白黒だったので、どうなっているのかというのがよく分からなかったんです。検察官の方は生体反応から、要するに人がまだ存命中にひかされるとその部分が赤くなるとか、皮膚の色が変わるからその人はまだ生きてましたよという主張をなさっているのはよく分かるんですけど、白黒なので、その部分がすごく分かりにくかったというか、元々の写真は当然色がついているのに、それを単純に白黒にして見せられてもちょっと分かりにくかったなというのはありました。その他の証拠等に関する立証という点で特に矛盾に感じることはなかったです。

司会者：精神的に負担を感じるようなものも特にはなかったということでしょうか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 4：最初は被告人に対してかわいそう、この人をどうにかする方法を考えなきゃということばかりが頭にあったんです。それが、何日か日を重ねていく中で、かわいそう、どうにかしてあげなきゃと思っていた被告人に対し求刑したわけです。自分で帰りにただ一人電車の中で思ったのは、この1か月ぐらい前には、かわいそう、この人はこれからどういうふうにして生きていくんだろうとしか思っていなかったのに、でも違うんだ、かわいそうだけで考えたらだめなんだと。例えば、今まで長い間かかっているような裁判で、直観で、被告人がやってるじゃないとか、何で弁護団がみんなやっていないように言うのとか、そういうように思うような事件もあるわけです。そればかりだったんです。それが、私はあの1か月間で、自分が求刑何年という考えを出したことに自分自身でびっくりしました。私は、どうしてこんなに裁判が日にちがかかって遅々として進まないのかよく分かりました。つまり、裁判ではこういうふうには開花されていくんだと、こんなに私の考えが変わるんだなと思って、だから裁判って必要なんだなというのは思いました。それがよかったなと思います。

司会者：ありがとうございます。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：私が参加した事件も殺人未遂事件だったんですけど、先ほども少しお話ししましたが、証拠調べのときにも前もって今から凶器を見ます、こういう状態の凶器が出てきます、見る心の準備をする説明や時間をくださったので、そんなに衝撃を受けるような状況はありませんでした。

あとは、説明は、先ほども言いましたけど、前もって何かあるという進行をしていただいたので大丈夫でした。

司会者：弁護人から何か御質問はありますか。

清水弁護士：大体もういただいたんですけれども、我々弁護人の立場で、裁判員の方のアンケート集計等を見ていると、やっぱり弁護人の方が分かりにくかったという意見が結構多いんですね。盗人にも三分の理の三分もないなというのをやったりするので、主張の内容自体御理解いただけないという部分もあったりするんですけども、皆さんの中で、それに限らずですけど、もうちょっとこういうふうにしたらいんじゃないかという点、アンケートとかを見ていると、声が小さかったとか、何を言ってるのか分からなかったとか、結構辛辣なこともあるので、もちろん検察官に対して書いているのもあるんですけど、もうちょっとこういうやり方、例えば物を示すのでも先ほど言ったように画像にするとか、書面で朗読じゃなくて見ながらとか、もうちょっとこうしてくれたら検察官の印象でも弁護人の印象でも分かりやすかったのになあとか、もうちょっとこうしたらよかったのになあというようなことがあれば教えていただきたいと思います。

裁判員経験者3：私の場合、弁護人の冒頭陳述メモは、文章に書かれたものしか示されなかったんですよ。検察官側は単純に文書じゃなくって、要旨であったり、具体的に列挙した形になっていたので、これぐらいにしていただけると弁護側の主張していることも分かりやすくなるんじゃないかなと思います。

司会者：少し補足させていただくと、検察官の冒頭陳述メモは図が書いてあったり、箇条書きになっていたりして、それを見ればどういう立証をしようとしているのかが分かる形であったのに対して、弁護人が出された冒頭陳述メモは文章がずらずらっと書かれている形だったということですね。

裁判員経験者3：そうですね。読んでるだけにしか聞こえなかったです。

司会者：後から見るときにどういう主張か見づらいという御意見になるんでしょうかね。他の方はどうでしょうか。

裁判員経験者2：これ別に判断には影響しないということを使った上で発言するんですけど、やっぱり検察の方の組織力ですよ。あれだけの建物で、検察事務官の方もいらして、パワーポイントを使って、いい資料を作ってくるんで

す。片や弁護人の方は、弁護士事務所に何人のスタッフを抱えているのか分からないですけど、きちっと文章を作ってらっしゃる形で、すごく好対照な資料でした。カラーと白黒というだけでも大体分かるじゃないですか。そういうところが心証に影響してしまうのがいいのか悪いのかはちょっと分からないですけども、分かりやすさっていうところを捉えると、やっぱり圧倒的に検察の方の資料の方が分かりやすかったです。弁護士の方を前にして申し上げるのもあれなんですけれども、証拠の出し方についても、上手い下手って言うところもこれも申し上げにくいんですけど、稚拙な感じというか、出すタイミング一つにしてもプレゼンテーション能力にかかわるところになってしまうんですけど、弁護しようとするならもっときちんとしてほしいというか、本当に弁護する気があるのみたいな発言が出てくる場面があったりとか、被告人の方と意見が違ったりなんかして、法廷の場で、おいおいみたいな感じになる場面があったりとかもして、そういうところを見る限り、やっぱり組織力が違うんじゃないかなと思いました。

司会者：組織力だけではないのかも分かりませんが、そのような印象を持たれたということですね。

裁判員経験者 2：はい。なので弁護士の方の質問のお答えからいうと、見せ方をもうちょっと画一的じゃなくて、その場面場面にあったというか、もうちょっとやわらかい考え方をもっていただいて。この事件はこうだからこうというような印象を持ってしまったので。

司会者：ありがとうございます。4番さんはいかがですか。

裁判員経験者 4：2番の方がおっしゃったのと同じで、もうちょっと力を入れてあげなさいよと思うようなところがありました。ごく普通に職務でやってらっしゃるんだと思うんですけども、もっともっと味方してあげてというか、被告人に対して母性的な見方をしてあげたらとは思いました。

司会者：なるほど。ありがとうございます。3番さん、どうぞ。

裁判員経験者 3：やっぱり文章を読んでいっても、どの部分で争いたいのかとい

うのがちょっと分かりにくかったです。文章を読む形じゃなくて、もうちょっと何か目に見える形で示していただきたいなと思います。

司会者：ありがとうございます。この関係で他に御質問はありますか。よろしいですか。

それでは続いて、評議の関係です。評議の進め方の関係等で、進め方について何か疑問があったりですとか、こうした方がよかったんじゃないかというような御意見があればお伺いしたいと思っていますんですけども、いかがでしょうか。3番さん、いかがですか。

裁判員経験者3：私の事件の場合は検察官が出した論告要旨のメモを読みながらこの部分の事実をどう認定していいのかというのをずっとやっていたんで、そのやり方でよかったと思います。

司会者：3番さんの経験された事件だと、検察官が読んだ論告に従って、この点についてどう思いますかということで、議論が進んでいったということですね。要するに、議論すべきことがはっきりしていたので進行としては問題なかったという御意見でしょうか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：他の方はいかがですか。評議の関係です。2番さん、どうぞ。

裁判員経験者2：評議ではもっと突拍子もない意見が出るかなと思ったんですが、こう集まっている中で、やっぱりこういう場に座ると、私もそうですけど、常識的なことを言いたいんです。何かかっこつきたいんです。そうすると、自分の出している言葉が本当に自分の意見なのかなとふっと思うときがあって、本音でものを言うって、こんな場面じゃなくて、休憩時間にころころと言った話とかがやっぱり本音なんじゃないかなというふうに思ったりして、やっぱり評議という場面では違う人間になってしまう恐ろしさというか、怖さというか、心証って本当にどうなのっていう部分を感じましたし、自分がそうなんですから、他の人もそうなのかなというふうに、誰がどう考えようと自由なんですけど、その辺りは根本的なところですので、裁判長の方が、これはこう

ですよという形で説明していただいたところは進め方としてはすごくよかったなというふうに思っています。そういう気持ちまでくんで話してくれたのかなというふうにも思ったので、そこはよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。5番さんどうぞ。

裁判員経験者5：私は評議の時間がもう少しあったらよかったなと思いました。

それは参加者皆さんがおっしゃっていたことなんですけれども、やはり話を詰めていくに当たって人の意見を聞いたり、自分の意見を述べていくうちに、やっぱり考え方っていろいろ変わっていったり、まとまっていったりする時間が必要だったので、もう少しそのところは丁寧に話し合いたかったです。ただやっぱり終わりがあることなので、いつまでも話してはられないということである程度、ではこの辺で終わらしましょうというか、打ち切りっぽい雰囲気があったので、この部分は最初の休憩の時間が丁寧にあった割には最後は急ぎ足というか、そういう感じはありました。

司会者：ありがとうございます。もっと評議の時間がとられていた方がよかったという御意見ですね。

裁判員経験者5：決まった期間の中で決めてしまわないといけないので、考えて話し合う時間がもう少し長ければと思います。

司会者：ありがとうございます。

では、最後に守秘義務の関係についてお話をお伺いしたいと思います。守秘義務があるということで、裁判が終わった後に御負担を感じたとか、その辺りについてお話しいただけることがあればと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者2：私は激レアケースを担当したので、負担でいったら相当な心理的な負担があったかなと思います。記者の方も聞きたいので、こう言え言えというふうになりますし、私はたまたま断れる人間だったからよかったですけど、言えない方もいらっしゃるんじゃないかなと思って。

司会者：今のお話は記者会見されたときのお話ですかね。

裁判員経験者2：はい。自分で希望して記者会見をしているので別にあれなんで

すけど、例えば外で取材されましたというときに、断るのが悪いこと、申し訳ないって思う方も中にはいらっしゃるんじゃないかなと思って。そういったところはそれこそ致命的な負担だと思うので、どういうふうに負担に感じるような方を守ってあげればいいのかってことは考えていただいたらいいんじゃないかというふうに思います。

あと報道についても、報道を見て、えっというふうに思った部分もあったので、そこについてもちょっと負担はあったかなと思います。平たく言うと、こんちくしょうと思ったんですけどね。

司会者：自分の思われていることと違うようなものが出ていたというところですかね。

裁判員経験者 2：そういうこともあります。

司会者：ありがとうございました。守秘義務の関係で、他に御負担に思われたことはありますか。

裁判員経験者 3：守秘義務っていうのが、どこまでがオーケーでどこまでがNGなのかが分かりにくいことの方が負担です。

司会者：その辺りは、裁判官から説明があったかと思うのですが、いかがでしたか。

裁判員経験者 3：はい。説明はあったんですけど、個人的には言ってもいいんじゃないというぐらいのことも、あかんということがあったので。

司会者：なるほど。そこで、守秘義務の範囲について少し御疑問もあったということですかね。他の方は、いかがですか。

裁判員経験者 4：私は最初、守秘義務というのは、担当した裁判の内容だけじゃなくて、自分がその裁判にあたってるということも守秘しなきゃいけないんだと思っていました。だから子どもにしか言わないで、自分の行っている教室の調整とかはしっかりしたわけです。あんまり聞かれるから、入院するのって言われるから、いや、そうじゃない、実はこうなんだって話しをしたことはありますけど。ずっと私は、事件のことは守秘義務だから言わなかったんですけど

ど、自分が裁判員裁判に出るっていいことは言ってもいいわけですか。

司会者：はい。

裁判員経験者 4：それだったら、そういう経験があるよと言ったら、周りの人はあの人がそんなことをしたんだったら、私もやってもいいかなと思う人もいるかもしれない。ちょっと私が勘違いしていたところもあるんですけど、よっぽど周りの人に言っちゃいけないと思ってたんです。

司会者：裁判の内容自体も公開されているものは言っています。判決も公開されていますので、それについては言ってもいいです。だめなのは評議で何を話したかですね。

裁判員経験者 4：そうしたら、評議の内容さえ言わないんだったら、もっと、こういうものだからしたらいいよっていうようなことを人に話したいと思います。そんなに大変なことじゃないよ、ただ時間はとられるよ、難しい言葉が苦手な人もハンドブックのようなものをくれるよ、とかいうように、もっと人に話すことで、この制度をみんなに近づけていったらいいと思います。

司会者：ぜひ経験者の皆様には、経験されたことを周りの方にお話しただいて、裁判員裁判について他の方にも御理解していただければというふうに裁判所は切に思っているところですので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、今ちょうど4番さんからありましたが、冒頭に言いましたように、辞退率が上がってきて、出席率が下がっている、それについて裁判所もいろいろと考えているところではあるんですけども、裁判員を御経験された皆様が、今4番さんはもっと経験された方が話していけば参加してくれる人も増えてくるのではないかという御意見もあったところで、その辺りについて何かもっとこうした方がいいのではないかとか、裁判所に対するアドバイスや、こうすると裁判員の辞退率が下がらない、もっと関心を持って皆様が興味を持って参加していただけるようになるといったところについて、経験されて思うところがあれば、最後をお願いしたいと思います。

裁判員経験者 3：辞退率は、今何パーセントぐらいなんですか。

司会者：詳細な数字まではちょっと出てこないですけど、年々上がってきていること自体は事実のようです。

※編集後記【辞退率の年度別推移（全国）】

平成27年：64.9%，平成26年：64.4%，平成25年：63.3%，平成24年：61.6%，平成23年：59.1%，平成22年：53.0%，平成21年：53.1%

裁判員経験者3：単純に最初から選任手続に来ない人もいますよね。

司会者：そうですね。事前に辞退されているので、もともと呼び出した人数よりもかなり少ない数の方が選任手続期日に来られて、さらに、その日にも辞退をされる方がいらっしゃる。

皆様は、身近な方に経験を話されましたか。裁判に参加してみて、もともと持っていたイメージとこういうところが違ったとか、やってみてよかったとか、そのような話を職場の方ですとか、御家族ですとか、そういう方に話されたかどうかというところはいかがでしょうか。

裁判員経験者1：職場の同じチームのメンバーには言いました。貴重な経験をしたので、もし通知が来たらぜひやってほしいと。あとつい先日なんですけど、友達のお父さんのところに、選任手続の手紙が来ていて、すごく不安がっているという話をたまたま聞いたので、その子には、私が裁判員をやったことを言っていなかったもので、実は私、去年やってという話をして、じゃあ、父親に不安に思わないでいいっていうことを言っとくわというふうに言ってくれたので、1人確保できたかなと思います。

司会者：2番さんいかがでしょうか。

裁判員経験者2：まずやってよかったかどうかですけど、やっぱりよかったなと思うんですよ。平たく言うと人生の思い出に。だって、やれるチャンスがあるんだったらやった方がいいというふうに思いました。先ほどの負担の話もそうですけど、やっぱり心理的負担は当然ありますよ。日程的なこともそうですし、守秘義務もどこまでが範囲なのかよく分からない。ずっと悩むまでいく方

だって当然いらっしゃると思うし、そりゃ負担はあります。でも、そんな負担を隠すんじゃないくて、こういった負担もあるんですよというところも、正直に公開して、でも、それでもやってよかったなというふうに思えるような結果を出してあげることによって辞退率が下がるのかなと思います。やっぱり隠されるというか、一番最初のところからそうですけど、日程のところについても、後だしが多いんです。スケジュールが来て、この日に来てください。来てから、あっこうなんだ、あっこうなんだ、あっこうなんだという形で、そんなサプライズは要らないです。もっと情報公開というか、スケジュール的なところも、具体的な中身は当然言えないと思うんですけども、きちんと、こういったこともあるんですけども、やっぱりやって、こういうところにかかわれてよかったな、やり切ったぞということが思えるような裁判にしていればなと思います。あと、ちまたでよく言われてますけど、一審の判決が二審で変わることは当然あると思うんです。けど、それに対して、私たちがこれだけ一生懸命やったのに、二審で全然違うじゃないみたいなところで徒労感というか、報道でもあると思うんですけども、そういったところを救ってあげるような、何でこうなったのかということその一審の方に、裁判員に説明できるような場があると、そういった徒労感も和らぐんじゃないかというふうに思います。これだけインターネットとかSNSとかが発達しているので、個人の意見がそのままダイレクトに出るじゃないですか。その辺りをもうちょっと救うシステムがあってもいいんじゃないかなというふうに思いました。

司会者：ありがとうございます。3番さんはいかがですか。

裁判員経験者3：辞退率を下げる方策というのはちょっと思い浮かばないですけど、やってよかったとは思っています。自分の持つ価値観であるとか。そういうのが、変わったとまではいわないけれど、その一助になったというのは確かだと思います。だからやってよかったなと、きっと、大体の人は思っただけだと思うんですよ。それをどういうふうに伝えていくかというところだと思います。やっぱり、私が実際に選ばれたときも、今まで選任手続に行った方

々は皆、めんどくさい、仕事があるしという方々が大半だったので、現に今までやったことはなくって、実際に裁判員をやったことがあるという人には会わなかったんで。だからその辺りのギャップをどうやって取り除いていくのか。そんな大したことじゃないっていうつもりはないですけど、そんなに身構える必要もないよというのを伝えていったらいいのかなと思います。

司会者：貴重な御意見ありがとうございます。4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者4：3番さんがおっしゃったように、やってみたらそんな大したことじゃないのに、ものすごい達成感で、私ってすごくいいことをしたんだなって思えて、私の考え方も1か月で全然変わったし、絶対に来たら皆さんにやってほしいです。

司会者：ありがとうございます。5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者5：私も裁判員に選ばれて、参加してとてもよかったと思った人間です。私の参加した事件にいらっしゃった皆さんも、最後に感想を話し合う機会があって、皆さんやっぱり参加してよかった、大変よかったと思うって言ってましたし、もう一度当たる機会があるなら、このシステムが分かった上でもう一度参加したいという意見を持っていらっしゃる方もいました。割と現実的には裁判員裁判って負担ばかりが大きくて腰が引ける、足が一步踏み出せないというイメージが強過ぎると思うので、実際にそれをやってみたいというのがちょっとはばかれるというか、何か恥ずかしいという気持ちもあるかもしれないので、そういう部分を払拭していただければ、参加率が上がったたり、話が大きくなるんですけど、裁判というもの、例えば罪とかそういうものに対して、世の中の考えが変わるじゃないかなと思いました。

司会者：ありがとうございます。本日は長時間にわたって貴重な御意見をありがとうございました。本日の御意見等を参考にさせていただきながら、また裁判員裁判の運営について改善していきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以上